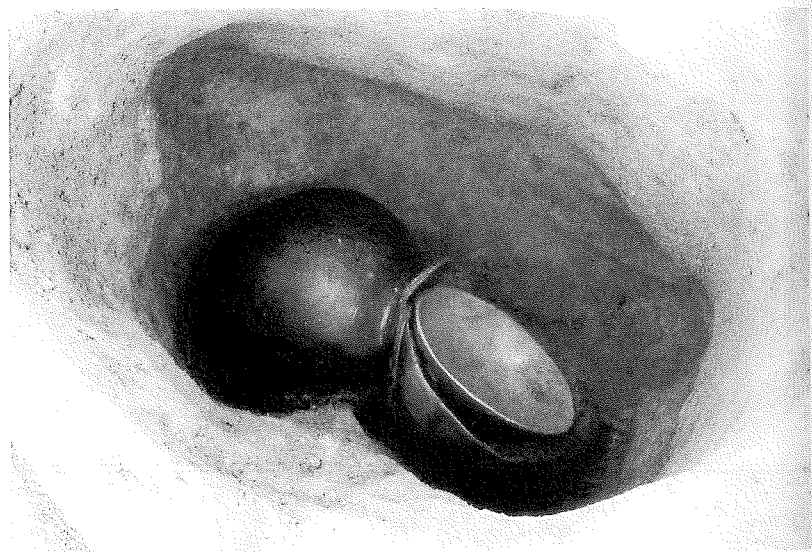


考えられる。人々は水田の開墾、農業用水路の掘削、治水、集落や墳墓の造営などの共同作業を通じて連帯をつよめた。梅雨時の種まきから秋の収穫にいたる農作業は今も昔も同じことで、それに関連した種々の祭りや祈願など、現代社会の基礎のほとんどが弥生時代にできあがったと考えてよい。銅鐸や銅矛・銅戈・銅剣形青銅祭器を用いる祭りも農耕儀礼のひとつと考えられている。

安定した生産によって、長期的に定住が可能になり、ムラと呼ぶにふさわしい集落を形成し、次第にムラの中でも有力なムラは吉野ケ里遺跡のような拠点集落に発展するものもあり、周辺の集落群を統合して発展したのもあった。縄文時代の呪術的な暗いイメージに比べ、弥生時代の農耕儀礼や生活には、開放的なおおらかさを感じられるが、地域間の統合の過程で勃発する戦争の間は、農業どころではない緊張が高まったものと考えられる。いわゆる倭国大乱の時期には長期的に全国的に緊張が最高潮に高まり、平和的な農耕社会も乱され、次の古墳時代（大和時代）になると、一大政治権力である畿内大和王権の勢力下に組み入れられてしまうと考えられている。弥生時代の終わりとともに全国規模で、吉野ケ里遺跡などの防禦的な環濠集落が没落していることは、この辺りの情勢を物語っているものと考えられるのである。

弥生時代に確立された稲作農耕を基礎とした経済基盤は、古墳時代を経て現代に至るまで変化しておらず、今の日本の社会・文化の基礎をつくりあげたのが弥生人達であった。このように、弥生時代の開始は、日本歴史にとって大きな画期と考えられる明治維新や終戦などに劣らない一大画期であったのである。

# 古代



西畑瀬遺跡から発掘された土器（古墳時代前期）

## 概 説

古代という用語は一般的には大昔の意味で使用されることが多いが、時代区分上での古代とは、原始氏族社会が崩壊し武家社会が成立するまでの期間を指し、統一国家的な政治権力が生まれ、大王家（皇室）や豪族（貴族）による政治権力の独占がおこなわれた期間である。政権の所在地によって大和時代・奈良時代・平安時代と推移し、武士による政権への積極的な参加や政権確立を次の中世への転機とする。大和時代には、各地で豪族の記念碑的な古墳が築造されたため、古墳時代と呼ぶことが一般的である。

実年代でいうと古墳時代は約一、七〇〇数十年前から約一、三〇〇年前（三世紀～八世紀始め）まで、奈良時代は約一三〇〇年前から約一二〇〇年前（八世紀始め～八世紀終わり）まで、平安時代は約一二〇〇年前から約七〇〇年前（八世紀終わり～一二世紀終わり）までの期間である。しかし、平安時代の後半以降は、院政が開始され、武士の社会的地位が確立されたために、中世の開始とみる考えが一般化している。

古代になると、日本でも次第に記録（文書）が書かれるようになり、その内容を詳しく知ることができるようになる。文書には、古事記や日本書紀などのような公的な歴史書や日記、公文書、私文書、その他多種多様のものがある。しかし、記録は、書いた人の立場や主観あるいは書物として残す目的などによって、その内容が意図

的に書く側に都合良く表現されたり、特別な事柄しか記されないなど、歴史を知る完全な資料とは言い難いのである。したがって、記録によって歴史を組み立てようとする場合には、記録の内容を、書かれた時代背景や、書いた人や組織の立場、他の文献の内容などとの比較をし、その歴史性を分析（文献批判）してはじめて歴史研究に利用できるのである。

しかし、一般の人々の日常生活や文化などが記録に残ることはほとんどなく、古代の研究にも考古学的手法による研究が大きく貢献している。また、考古学の研究によって、記録の内容が真実ではなかったことが証明された例も多い。

大和地方の政治権力は地方の豪族たちを支配体制の中に組み入れながら、四世紀の始めまでに国土をほぼ統一した。しかし、豪族を中心とした氏姓制度と呼ばれる社会体制のゆきづまりや、大陸・半島の情勢の変化により、中央集権国家の建設をめざした。七世紀前半には古代天皇制の政治が確立し、大化改新などの政治刷新などを経て律令体制の基礎がためられ、八世紀初めには中国の政治体制を導入した律令による法治国家が成立した。しかし、律令制の基本である土地公有制は奈良時代中頃には崩れ始め、平安時代初期の桓武天皇・嵯峨天皇などによる律令国家再興の諸改革（延喜・天曆の治）も効果をあげなかった。一〇世紀後半から一一世紀にかけては藤原氏による摂関政治がおこなわれた。

一一世紀後葉から開始された院政は、荘園と呼ばれる私的大土地所有を基礎としておこなわれ、政争や社会の混乱に乗じて勢力をのばした武士勢力が、政治の中核まで奪ってしまうまでになった。この武家社会の成立をもつて中世への転機と考えられている。

佐賀平野や唐津平野においては、古墳時代には大小豪族によって前方後円墳や円墳などの古墳が築造され、奈良時代には現在の和歌山県に肥前国庁が、各郡には郡役所（郡衙・郡家）が設置され、それらを結んでかつ大宰府さらには奈良の都平城京へ達する官道（駅路）が敷設され駅家が設置されるなど、天皇や中央政権による律令制度が末端まで行き届いた。国庁周辺には国分寺や国分尼寺がおかれ、大きな郡には郡寺としての機能をもつ寺院も建立された。戸籍などが整備され、全国の水田を基盤の目のように整備する条里制が施行された。平安時代になると、中央貴族の紛争や口分田などの荒廃などによって公地公民を基本とする律令制は崩れ、空闲地や荒地・山野が開墾され、広大な荘園へと変化した。県内の荘園としては、神埼荘・川副荘・松浦荘などが著名である。

しかし、古代の富士町の状況については、遺跡や遺物もわずかに発見されているのみで、記録もなく、ほとんど不明であると言わざるを得ない。古代を古墳時代と奈良・平安時代の二つに分けて、県内の状況と合わせ、富士町が存在する佐賀郡の歴史を中心にした郷土の状況について述べてみたい。